

所得税などの確定申告

市・県民税などの申告も同時



須山会場 2/10 (木)

令和3年分の所得税の確定申告、市・県民税の申告の受け付けが始まります。会場への入場には、事前に入場整理券を受け取り、マスクの着用をお願いします。

☎税務課 995-1810
沼津税務署 922-1560

申告会場と開設日時

会場	日時
キラメッセぬまづ (沼津市大手町)	2月16日(水)～3月15日(火) 9時～17時 ※土・日、祝日は除く
市役所 4階 401会議室	2月16日(水)～3月15日(火) 9時～11時・13時～16時 ※土・日、祝日は除く
須山コミセン 2階大会議室	2月10日(木) (受付▶9時～11時・13時～14時)

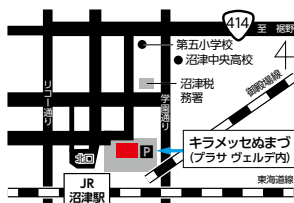
会場の注意点

- 市役所会場とキラメッセぬまづ会場への入場には、当日会場で配布する入場整理券が必要です。
- キラメッセぬまづ会場の整理券はLINEで手続きをすると事前に入手できます。
- 入場整理券の配布状況によって、後日の来場をお願いすることがあります。
- 期間中、沼津税務署での申告書の作成指導は行いません。



◆次の人は、キラメッセぬまづ会場へ◆

- 令和3年中に入居を開始した住宅の住宅借入金等特別控除を申告する人
 - 住宅ローンなどを利用していない住宅の新築、改修に係る税額控除を申告する人
 - 営業所得・農業所得・譲渡所得のある人、分離課税（退職所得など）の申告をする人
 - 証券会社を通して行った株式の取引の申告をする人
 - 令和2年分以前の申告をする人
 - 消費税・贈与税の申告をする人
 - 申告書の控えに税務署の收受日付印が必要な人
- ※その他、市役所職員では判断できない場合や、申告書の作成に長時間を要する場合は、キラメッセぬまづ会場にご案内します。



確定申告が必要な人

- 事業・不動産・譲渡所得などがある人
- 事業をしている人や不動産収入のある人、土地や建物を売った人などで、申告が必要な全ての所得と控除から計算して納税が必要な人
- 給与所得がある人で、次の①～③のいずれかに該当する人など
 - ①給与の年間収入が2,000万円を超える人
 - ②年末調整された給与所得と退職所得を除いた所得の合計が20万円を超える人
 - ③ふるさと納税ワンストップ特例で5カ所を超える自治体に申請した人
- ☒※所得や控除の状況によっては確定申告が必要になる場合があります。
 - ※公的年金などの年間収入が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告は必要ありませんが、市・県民税の申告が必要です。
 - ※医療費控除の追加などで所得税が還付になる場合は申告書を提出することができます。

市・県民税の申告が必要な人

- 令和4年1月1日（賦課期日）に市に住民登録があり、次の①～④のいずれかに該当する人
- ①給与所得以外の所得や、公的年金など以外に令和3年中の課税所得がある人
 - ②令和3年中に所得がなかった人で、他の人の配偶者・扶養控除の対象になっていない人。 ※合計所得金額が1,000万円以上ある人の配偶者は、配偶者控除の対象とならないため申告が必要です。
 - ③被扶養者などで、課税（所得）証明書が必要な人
 - ④確定申告の必要がない年金所得者で、医療費など追加の控除を申告したい人
- ☒※所得税の確定申告をする人や給与所得のみで年末調整が済んでいる人は、市・県民税の申告は必要ありません。
- ※前年に市・県民税の申告をした人には、1月下旬に市・県民税申告書を送付しました。



— 障害者控除対象者認定書を発行します —

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない人でも、65歳以上で、障がいの程度が障がい者に準ずるものとして次の要件を満たす人は、『障害者控除対象者認定書』を発行します。

- 65歳以上で、要支援・要介護認定を受けている人で障害者控除対象者認定基準を満たしている人
 - 65歳以上で介護認定を受けていない人で市が調査した結果、6カ月以上就床し、食事や排便などの日常生活に支障があると認められた人
- 詳しくは介護保険課にご相談ください。

☎介護保険課 995-1821

— 新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください —

市役所会場では、密集・密接を回避するために予約制で申告を受け付けます。市役所1階エレベーター前で8時から入場整理券を配布します。事前に入場整理券を受け取り、記載された時間に申告会場にお越しください。記載された時間外の申告会場への入場はできません。配布状況によっては後日の来庁をお願いすることがあります。お越しの際はマスクを着用し、手指消毒などにご協力をお願いします。

— オンライン予約 —

2月1日(火)から順次予約受付をしています。市役所会場での確定申告をオンラインで事前に予約できます。予約受け付けは、前日の16時までです。



※前日が日曜日または祝日の場合はその前営業日

— 市・県民税申告書の郵送提出にご協力ください —

市・県民税申告書は、2月16日(水)以前に提出することができます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

市役所で申告する場合は、2月15日(火)までに税務課へお越しください。2月16日(水)以降は税務課では提出のみの受け付けとなります。申告・相談などは、入場整理券をお持ちになり確定申告会場にお越しください。

— 税理士による無料税務相談 —

【時】2月16日(水)～28日(月) 9時30分～12時、13時～16時 ※土・日曜日、祝日は除く

【所】市役所4階401会議室

【他】●入場には、当日会場で配布する入場整理券が必要です。混雑の状況によっては、早めに受け付けを終了する場合があります。

●譲渡・山林所得、贈与税、相続税の相談は受け付けていません。

◆申告に必要なもの(チェックリスト)◆

- 令和3年分の給与・年金の源泉徴収票(原本)全て
- 収入や必要経費を集計した書類(収支内訳書など)
- 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 国民健康保険税などの納付済額のお知らせや社会保険料の年間支払額が分かるもの
- 国民年金や国民年金基金の社会保険料控除証明書
- 障害者控除を受ける人は、身体障害者手帳や療育手帳など障がいの程度を確認できるもの
- 医療費の明細書 ※事前に作成してきてください。領収書の添付や提示では受けられません。
- はんこ(認め印)
- 金融機関などの口座番号が分かるもの(新たに口座振替で所得税の納付をする人は銀行印も必要です)
- マイナンバーカード ※持っていない人は、通知カードなど番号確認ができる書類と、運転免許証や公的医療保険の被保険者証など身元確認ができるもの(顔写真のないものは2種類以上必要です)
- 地方公共団体や日本赤十字社などに寄付をした場合は、その領収書(ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人でも確定申告をする場合は、領収書が必要です)

●税務署から確定申告用紙や確定申告のお知らせがさが送られてきた人、市役所から市・県民税の申告書が送られてきた人は、それらの書類をお持ちください。

●令和2年分の確定申告書や収支内訳書などの控えがある人は、控えを持ってくると手続きがスムーズに行えます。